

令和8年度 鳥取市女性デジタル人材育成事業 選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鳥取市女性デジタル人材育成事業に係る事業選定（以下、「選定」という。）について、その過程と結果の透明性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(審査方法)

第2条 審査内容に応じて、各審査員の審査の合計点をもとに、得点が上位の者を最優秀受託候補者として選定する。最高得点に同数が出た場合には、見積額が低廉であった者を最優秀受託候補者とし、さらに同額であった場合には審査員の協議により決定する。なお、応募者が1者の場合も審査を行うものとする。

(採点及び選定)

第3条 審査員は、別紙に掲げる審査項目に従って審査する。なお、最高得点者であっても、各審査員の合計点が240点以下（400点満点）の者は選定しない。

(2) 審査員は、必要に応じ提案者への面接を行うことができる。

【採点区分】

非常に優れている	10点
優れている	7～9点
普通	6点
やや劣る	3～5点
劣る	1～2点
審査項目に該当する提案がない	0点

(3) 審査結果は、鳥取市公式ウェブサイトへ掲載及びメール送信により通知する。

(選定に関する記録)

第4条 選定に係る記録を作成し、保存する。

附 則

この基準は、令和8年4月15日から施行する。

(別紙)

令和8年度 鳥取市女性デジタル人材育成事業
選定審査表

第 次審査

提案No. : _____

審査員 : _____

審査項目	評価の観点	評価点
1 実施方針 (30点)	① 事業内容を的確に理解し、発注者の意図する目的を達成できる提案となっているか。	/10
	② 事業実施に必要な女性の活躍推進に関する基礎的な知識や情報を備えているか。	/10
	③ 女性活躍推進に対する熱意が感じられるか。	/10
2 実施方法 (40点)	① 計画した日程が適切で、実現可能な内容であるか。	/10
	② 事業内容が適切で、実現可能な内容であるか。	/10
	③ それぞれの事業が有効に連携するよう工夫されているか。	/10
	④ 内容に独創性や斬新性があり、デジタル就労が見込まれるか。	/10
3 実施体制 (20点)	① 業務運営の人的体制が十分なものであるか。	/10
	② 女性の活躍推進に関する実績・取り組みが良好であるか。	/10
4 その他 (10点)	① 提案者独自の提案が行われているか。	/10
合 計		/100

令和8年度 鳥取市女性デジタル人材育成事業
選定集計表

第 次審査 提案No. : _____

審査項目	評価の観点	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	合計点
1 実施方針 (30点)	① 事業内容を的確に理解し、発注者の意図する目的を達成できる提案となっているか。	/10	/10	/10	/10	/10
	② 事業実施に必要な女性の活躍推進に関する基礎的な知識や情報を備えているか。	/10	/10	/10	/10	/10
	③ 女性活躍推進に対する熱意が感じられるか。	/10	/10	/10	/10	/10
2 実施方法 (40点)	① 計画した日程が適切で、実現可能な内容であるか。	/10	/10	/10	/10	/10
	② 事業内容が適切で、実現可能な内容であるか。	/10	/10	/10	/10	/10
	③ それぞれの事業が有効に連携するよう工夫されているか。	/10	/10	/10	/10	/10
	④ 内容に独創性や斬新性があり、雇用が見込まれるか。	/10	/10	/10	/10	/10
3 実施体制 (20点)	① 業務運営の人的体制が十分なものであるか。	/10	/10	/10	/10	/10
	② 女性の活躍推進に関する実績・取り組みが良好であるか。	/10	/10	/10	/10	/10
4 その他 (10点)	③ 提案者独自の提案が行われているか。	/10	/10	/10	/10	/10
合 計		/100	/100	/100	/100	/100